

令和8年度実施 協働事業

# 事業提案書

## 目 次

### ●市民提案型協働事業

多頭飼育崩壊等の不適切飼育防止の取り組み	.....	P1
----------------------	-------	----

令和7年10月  
平塚市

# 令和8年度「事業」提案書

令和7年9月11日

(宛先)

平塚市長

団体名	WAN'S LIFE 湘南里親 NPO 法人平塚のら猫を減らす会
代表者	WAN'S LIFE 湘南里親 代表 桐田 久美子 NPO 法人平塚のら猫を減らす会 理事長 小泉浩
事業担当課	環境保全課
提案型	<input type="checkbox"/> 行政提案型 <input checked="" type="checkbox"/> 市民提案型 ( <input checked="" type="checkbox"/> 自由部門 <input type="checkbox"/> テーマ設定部門)
新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (令和7年度~)

協働事業について、次のとおり事業提案します。

## 1 提案内容 (事業担当課との意見交換をもとに、具体的に詳しく記入してください。)

①事業名	多頭飼育崩壊等の不適切飼育防止の取り組み	
②事業の目的・必要性	<p>近年、全国的に、ペットの多頭飼育崩壊や飼い主の入院、入所、死亡等によるペットの置き去り等の、不適切飼育の問題が増加している。平塚市でも、これまで行政やケアマネージャー・ホームヘルパーら介護事業者、そして個人からの依頼で、ペットの緊急保護をした事例がある。そのような事例が発生する背景として、飼い主の社会からの孤立や経済的困窮、動物への強いこだわりといった精神面の課題等があり、市民活動団体主体のペットに対する働きかけだけでは、根本の解決が難しく、活動に限界があると感じている。</p> <p>そこで、環境分野、福祉分野等の行政機関と協働し、不適切飼育防止のための啓発パンフレットや事例ごとの対応フローチャートの作成、それらの周知や勉強会等の「予防活動」及び、不適切飼育の事例が発生した際の繁殖防止のための不妊去勢手術やペットの里親探し、収容に向けた飼い主への支援等の「課題解決活動」を行うことで、飼い主だけでなく、地域住民にとっての安心安全な環境を創出することを目指したい。</p> <p>事業実施1年目の令和7年度にも、ペットの置き去りや繁殖防止のための不妊去勢手術実施の相談が寄せられており、改めて必要性を実感している。</p>	
③協働の必要性・メリット	<p>ペットの問題を解決するには、同時に、その飼い主の背景にある課題も解決していく必要がある。市民団体単独で働きかけるよりも、協働事業として取り組み、行政の横のつながりを活用することで、より市民が必要とする支援を行う事ができる。</p> <p>事業実施1年目にも、福祉部局と協力して対応した事例があり、協働事業の必要性を実感している。</p>	
なぜ、市と協働で実施したいのか、協働することの必要性を記入してください。 また、市民・団体・市のメリットをそれぞれ具体的に記入してください。	必要性	(市民のメリット：市民が受けられるサービスや解決される課題など) ペットに関する課題を抱える市民は、地域から孤立しがちであるが、この取り組みを進めることで、動物だけでなく、本人に関する課題の解決へもつながることが期待できる。 また、ペットを原因とする悪臭等の周辺環境に関する課題解決も期待され、地域全体の安心安全へつながることができる。
	メリット	(団体のメリット：行政が持つ情報等の活用や信頼性の確保など) 動物愛護や環境分野だけでなく、福祉分野や市以外の行政機関との協力も期待できる。市ウェブページやSNS等の各種広報媒体を活用することができ、より幅広い周知が可能となる。

	<p>事業担当課をきっかけに、福祉や介護の制度を理解する機会ができる、より細やかな支援を提供できる。</p> <p>(市のメリット：団体が持つ専門性やノウハウの活用など)</p> <p>動物の保護や飼い主への支援に関する団体の持つ専門性を活用することで、ペットに関する課題の流れを示すことができる。</p>						
④事業のアピールポイント	<p>ペットは、法律上は飼い主の「所有物」であるため、扱いはデリケートな課題が多分にあるが、単なる動物の問題として扱わず、飼い主への支援や予防のために取り組む本事業は、これまでない試みである。</p> <p>近年、近隣市で発生した多頭飼育崩壊の事例では、犬と猫を合わせて100匹以上が発見されたが、このような膨大な数の場合、解決が非常に困難となるため、数を増やさないための予防活動が必須である。</p> <p>また、飼い主の入院や入所により、ペットが置き去りになり、行政からの要請で、一時保護等の対応をした事例も、令和4年度から毎年、発生している。</p> <p>本事業で取り組む不適切飼育を防ぐための啓発と緊急時に取り残されてしまう動物をなくすための一時保護や不妊去勢手術といった活動は、実施が法令等で定められているものではない。そのため、国・県・市、いずれの行政機関でも支援が受けられず、飼い主とペット、周辺住民が苦しんでいる状況である。</p> <p>そこで、飼い主により近い存在である、市民団体が市と協働して、狭間の問題解決のために率先して取り組むことで、より安心して暮らすことができるまちとして、アピールすることができる。</p>						
⑤事業概要・計画	<p>事業は、1年目と同様に、予防と有事の際の対応の2本柱で実施する。</p> <p>予防活動では、啓発物品の作成と、それを利用したプッシュ型の予防啓発活動を中心に実施する。啓発活動は、一般的に不適切飼育の状況へ陥りやすいとされる、高齢者や福祉的支援が必要な飼い主だけでなく、飼い主の身近な存在である、民生委員児童委員やケアマネージャーやソーシャルワーカーらも対象とする。</p> <p>有事の際の対応は、不適切飼育事例が発生した際、隨時、飼育困難となつたペットの里親探しのサポート（手法の紹介や譲渡会の活用）や、事態が深刻な場合は、一時保護や不妊去勢手術の実施を行う。</p> <p>1 予防活動</p> <p>地域との連携、勉強会の開催を中心に実施する。</p> <p>(1) 啓発物品の活用</p> <p>1年目に作成した啓発物品を引き続き活用する。必要に応じて、追加印刷を行う。</p> <p>(2) 地域との連携、勉強会（説明会）の開催</p> <p>事業周知のための、勉強会を開催する。</p> <p>勉強会は、1年目に想定していた参加者を募る形ではなく、市の実施している既存の会議への参加や、介護・福祉事業所等へ依頼し、説明に出向かせてもらう事を中心に、積極的なアプローチを実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th><th>活動内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勉強会の打ち合わせ</li> <li>・協働1年目の実施状況や参加者からの意見を反映させる。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>5月 ～ 12月</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業周知のための会議への参加</li> <li>・自治会長や民生委員児童委員らが集まる会議や、庁内福祉関係部署が実施する会議等へ参加し、事業内容の周知と啓発物品の活用方法の説明を行う。</li> <li>・介護・福祉事業所等へ事業の説明へ出向き、事業内容の周知と啓発物品の活用方法の説明を行う。</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table>	時期	活動内容	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勉強会の打ち合わせ</li> <li>・協働1年目の実施状況や参加者からの意見を反映させる。</li> </ul>	5月 ～ 12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業周知のための会議への参加</li> <li>・自治会長や民生委員児童委員らが集まる会議や、庁内福祉関係部署が実施する会議等へ参加し、事業内容の周知と啓発物品の活用方法の説明を行う。</li> <li>・介護・福祉事業所等へ事業の説明へ出向き、事業内容の周知と啓発物品の活用方法の説明を行う。</li> </ul>
時期	活動内容						
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勉強会の打ち合わせ</li> <li>・協働1年目の実施状況や参加者からの意見を反映させる。</li> </ul>						
5月 ～ 12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業周知のための会議への参加</li> <li>・自治会長や民生委員児童委員らが集まる会議や、庁内福祉関係部署が実施する会議等へ参加し、事業内容の周知と啓発物品の活用方法の説明を行う。</li> <li>・介護・福祉事業所等へ事業の説明へ出向き、事業内容の周知と啓発物品の活用方法の説明を行う。</li> </ul>						

	<p>※介護・福祉事業所は、庁内担当課のアドバイスや、団体のこれまでの相談履歴等から選定する。</p> <p>1月～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告の作成</li> </ul>								
(3) 横の連携の強化									
<p>「飼い主の生活支援」「動物の飼育状況の改善」「周辺の生活環境の改善」の3つの視点から、市の福祉部門や神奈川県の関係機関との協力体制構築のための情報交換会を開催。</p> <p>協働2年目は毎年3回の開催を目標とする。</p>									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th><th>活動内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7月</td><td>・神奈川県の関係機関・市の福祉部門との情報交換会開催 協働1年目の報告や啓発物品の周知ケーススタディ等。</td></tr> <tr> <td>11月</td><td>・神奈川県の関係機関・市の福祉部門との情報交換会開催 ケーススタディ等。</td></tr> <tr> <td>3月</td><td>・神奈川県の関係機関・市の福祉部門との情報交換会開催 協働2年目の報告、ケーススタディ、次年度以降の取り組みについて等。</td></tr> </tbody> </table>	時期	活動内容	7月	・神奈川県の関係機関・市の福祉部門との情報交換会開催 協働1年目の報告や啓発物品の周知ケーススタディ等。	11月	・神奈川県の関係機関・市の福祉部門との情報交換会開催 ケーススタディ等。	3月	・神奈川県の関係機関・市の福祉部門との情報交換会開催 協働2年目の報告、ケーススタディ、次年度以降の取り組みについて等。
時期	活動内容								
7月	・神奈川県の関係機関・市の福祉部門との情報交換会開催 協働1年目の報告や啓発物品の周知ケーススタディ等。								
11月	・神奈川県の関係機関・市の福祉部門との情報交換会開催 ケーススタディ等。								
3月	・神奈川県の関係機関・市の福祉部門との情報交換会開催 協働2年目の報告、ケーススタディ、次年度以降の取り組みについて等。								
<p>2 有事の際の対応（随時。課題の発生時に応じて）</p> <p>不適切飼育事例が発生した際、飼育困難となったペットの里親探しのサポート（手法の紹介や譲渡会の活用）や、事態が深刻な場合は、一時保護や不妊去勢手術の実施を行う。</p>									
<p>⑥役割分担</p> <p>団体、市の役割を具体的に記入してください。</p>	<p>(団体の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発資料の作成</li> <li>・勉強会や研修会の企画、開催</li> <li>・情報交換会への参加機関の選定、議題の選出、開催</li> <li>・ペットの里親探しのサポートや一時保護の協力</li> </ul> <p>(市の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発資料の作成の支援（印刷や技術的協力）</li> <li>・勉強会や研修会の会場の確保や周知のための各種広報媒体の活用</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> </ul>								
<p>⑦他団体との連携</p> <p>この事業に関し、他団体等と連携の実績や予定があれば記入。</p>	団体の専門性から、主な支援対象が犬と猫に分かれているため、多頭飼育崩壊や置き去り等の不適切飼育防止の観点から、2団体と行政の3者による協働を継続していく。								
<p>⑧成果目標 (目標値)</p> <p>できるだけ数値で具体的に記入してください。</p>	<p>啓発資料を活用した勉強会等を開催することで、ペットの困難事例に対する知識や関心をもつ人材を増加させる。</p> <p>(成果目標値： 地域での勉強会（説明会） アプローチ人数 200人を目指し、予防事業に関する内容を「知っている人」を増やすことを目標とする。)</p>								
<p>⑨関連法令等</p> <p>事業実施に関連した法令等があれば記入してください。</p>	<p>動物の愛護及び管理に関する法律 狂犬病予防法 神奈川県動物の愛護及び管理に関する法律 平塚市環境基本計画 平塚市犬猫の適正飼育ガイドライン</p>								
<p>⑩実施年度以降</p>	<p><input type="checkbox"/> 実施年度以降も提案型協働事業で実施</p> <p>※市支出見込額（2年目 720,200 円、3年目 _____ 円）</p>								

の展望  今回提案の事業実施年度以降の展望を記入してください。	■ 提案型以外の方法で協働を継続 <input type="checkbox"/> 団体が単独で実施 <input type="checkbox"/> 行政が単独で実施 <input type="checkbox"/> 終了する <input type="checkbox"/> その他 ( )
	(実施後の具体的な事業展開や上記の補足事項) 実施後も、協働事業で構築した行政との協力体制を継続するため、委託契約化等、協働事業実施中から、手法の検討を進める。

## 2 提案団体の概要

①団体名	ワンズ ライフショウナンサトオヤ		エヌピーオーホウジンヒラツカノラネコヲヘラスカイ				
	WAN'S LIFE 湘南里親		NPO 法人平塚のら猫を減らす会				
②所在地							
③ホームページ	<a href="https://sites.google.com/site/satooyashonan/home">https://sites.google.com/site/satooyashonan/home</a>		<a href="https://www.hiraneko.net/">https://www.hiraneko.net/</a>				
WAN'S LIFE 湘南里親							
④連絡担当者及び連絡先	担当者	桐田 久美子	(役職)	代表			
	電話		(連絡可能な時間帯)				
	FAX		e-mail	shonansatooya@gmail.com			
	住所						
	NPO 法人平塚のら猫を減らす会						
	担当者	小泉 浩	(役職)	理事長			
⑤設立年月	電話		(連絡可能な時間帯)				
	FAX		e-mail	hiraneko2022@gmail.com			
	住所						
	WAN'S LIFE 湘南里親						
⑥会員の状況	平成 26 年 4 月 (法人格取得年月 年 月)						
	NPO 法人平塚のら猫を減らす会						
	平成 14 年 10 月 (法人格取得年月 平成 29 年 7 月)						
	WAN'S LIFE 湘南里親						
⑦会員登録情報	個人会員	47 人 (うち平塚市民 8 人)	団体会員	団体			
	NPO 法人平塚のら猫を減らす会						
	個人会員	70 人 (うち平塚市民 人)	団体会員	団体			

⑦活動内容 ・活動実績	<p><b>【WAN'S LIFE 湘南里親】</b></p> <p>神奈川県動物愛護センター登録のボランティア団体として、殺処分対象の犬や遺棄や不適切飼育の状態にあるなど、さまざまな理由で放棄された犬をレスキューし、必要な医療等を実施した後に、新たな家族を見つける活動をしています。設立から令和5年までの間に、神奈川県動物愛護センター、ブリーダー、また飼育放棄や飼い主死亡等の現場から、616頭をレスキューし、566頭を新しい家族へ譲渡しています。その他にも、動物愛護意識の向上のため、啓発活動をとおして、不幸な犬が少なくなるよう活動しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体独自の譲渡会は毎月開催するほか、平成28年から平塚市と神奈川県が共催している譲渡会に参加。</li> <li>・平成30年実施の平塚市犬猫の適正飼育ガイドライン検討会メンバー</li> </ul>		
	<p><b>【NPO 法人平塚のら猫を減らす会】</b></p> <p>飼い主のいない猫のTNR（猫の不妊手術）を中心として活動するボランティア団体です。TNR後も地域猫として見守っていただく普及啓発をすることで『人も猫も共に暮らしやすい街づくり』の活動を20年以上続けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年～25年に平塚市と地域猫に関する協働事業を実施。</li> <li>・平成26年からは、地域猫に関する事業を受託。環境保全課とともに、TNRを推進している。</li> <li>・毎月1回、保護猫の譲渡会を開催する他、平成28年から平塚市と神奈川県が共催している譲渡会に参加。</li> </ul>		
⑧協働事業との関わり	<input checked="" type="checkbox"/> 新たな事業 <input type="checkbox"/> 今までの活動の拡大 <input type="checkbox"/> 今までの活動と同規模		
⑨活動体制  活動に携わる メンバーを記 入して下さい。 10名以上の 場合は、主なメ ンバーを記入 して下さい。	役職等	氏名	協働事業での役割
	①代表	桐田 久美子	事業全体の総括
	②会計		会計管理、収支決算報告の作成
	③		啓発資料作成、勉強会の司会等
	④		啓発資料作成、勉強会サポート等
	⑤		啓発資料作成、勉強会サポート等
	⑥		啓発資料作成、勉強会サポート等
	⑦代表	小泉 浩	事業全体の総括
	⑧		啓発資料作成、勉強会の司会等

※この事業提案書は、個人情報の一部を除き、ホームページ等で公表します。

## 令和8年度「事業」収支予算書（協働事業だけの金額を記入してください）

事業担当課 環境保全課

事業名	多頭飼育崩壊等の不適切飼育防止の取り組み		
総事業費	720,200円	市の支出 団体の支出（他の収入等）	720,200円 円

## ①収入

金額単位：円

項目	予算額	内 容
市の支出	C 720,200円	負担金 720,200円
団体の支出	円	
事業収入	円	
収入合計	A 720,200円	

## ②支出

項目	予算額	うち市の支出分	積算単価など具体的な内容
交通費	30,000円	30,000円	勉強会（説明会）に参加するメンバーの交通費 1回あたり500円（往復分）×最大6人×10回
消耗品費	3,000円	3,000円	啓発資料用等紙代 300円×10枚=3,000円
印刷製本費	10,000円	10,000円	成果物の増刷 10,000円 (情報カード10円×600部・情報シート6円×600部) 1年目に印刷した成果物が不足した場合、増刷を行う
委託料	525,000円	525,000円	・不妊去勢手術 525,000円 最大匹数を25匹と想定。手術の緊急性が高く、 優先して対応すべきメスの匹数を多く設定。 (メス1匹あたり25,000円×15匹) (オス1匹あたり15,000円×10匹)
雑費	152,200円	152,200円	飼養困難となった犬・猫の一時保護にかかる費用 ※団体で一時保護が可能となった場合で、一時保護期間が14日間、年間25匹と仮定。 ・エサ代 8,750円 (1匹あたり1日25円×25匹×14日) ・トイレ代 5,950円 (1匹あたり1日17円×25匹×14日) ・防疫（ワクチン・駆虫等）137,500円 (1匹あたり5,500円×25匹)
支出合計	B 720,200円	D 720,200円	

※収入合計Aと支出合計B及び市の支出Cと支出合計Dは同額となります。

※市の支出の他に、県やその他の助成金がある場合は、収入・支出に明記してください。

※事業の実施及び予算は3月議会での承認により決定されます。

※協働事業の費用負担の大部分は市の支出であり、事業担当課が主体となり積算作業を行うべきものであることから、本収支予算書は事業担当課の責任において作成する書類となります。